

令和3年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和3年8月25日(水曜日)
- 2 開催時間 午後1時00分開会 午後1時15分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館2階 2・3号室
- 4 出席委員 18名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲
13番・浅沼 博実	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋	17番・石尾 卓也
18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪		
- 5 欠席委員 14番・只石 博幸
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 北田主査
稲場主査 長根主査 須賀主任
荒主任 遠藤主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 9番・松木 一幸 10番・宮嶋 睦子
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、18名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、14番只石委員から、欠席する旨の届出がございましたので、御報告申し上げます。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 9番松木委員、10番宮嶋委員の両委員を指名しますので、よろしくお願いたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明いたします。
- 事務局（北田主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページ及び2ページでございます。
- 御審議いただきますのは所有権移転の4件で、地区は全て東旭川地区でございます。
- 内容でございますが、番号1番は譲受人が耕作地に隣接する国有地の払い下げを受ける案件、2番並びに4番は譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件、3番は経営移譲のため譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与する案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページないし4ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について、御審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは3ページでございます。
本件の転用目的は、農用地区域内農地において、農機具格納庫の建築及び駐車場を設置するものであります。
続いて、議案補足資料5ページの位置図を御覧ください。
申請地はJR桜岡駅から南東へ約6.3kmに位置します。
次に、資料6ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には農機具格納庫、転回場、駐車場、雪堆積場が設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料7ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料9ページ及び10ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について、御審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。事務局より説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページないし10ページでございます。

ます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が3件、利用権の設定が9件の合計12件でございます。

地区別の内訳でございますが、所有権移転は永山地区、東旭川地区、江神地区でそれぞれ1件ずつ、利用権設定はいずれも賃貸借で、江神地区3件、西神楽地区1件、東旭川地区5件となっております。

集積面積は、所有権移転が6.3ha、賃貸借による利用権設定が14.5ha、合計20.8haでございます。

続きまして、内容について御説明いたします。

所有権移転3件の内2件につきましては、農地保有合理化事業による北海道農業公社からの農地買い入れ、残りの1件は農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。

賃貸借9件の内訳につきましては、期間満了による再設定が6件、借主変更が3件となっております。

なお、議案9ページの番号6番でございますが、現況が雑種地の土地3筆を利用権設定の対象としておりますが、これは周辺の状況を考慮したところ、当該雑種地が農業経営基盤強化促進法第4条第1項第4号で規定されている「開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地」に該当すると判断されたため、利用権設定の対象としたところです。

全ての案件につきまして、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしているものと判断されることから、議案の内容に基づき、農用地利用集積計画案を策定いたしました。以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について御審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） なしということですので、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤 主任） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは11ページないし15ページでございます。
東鷹栖地区で3件、江神地区で3件、東旭川地区で4件、合計で10件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第4号について「異議なし」と認め、証明することを決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（須賀主任） 事務局。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは17ページないし27ページでございます。
本件につきましては合計11件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で3件、江神地区で2件、西神楽地区で2件、東旭川地区で4件となっております。
届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

- 事務局（荒 主 任） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは29ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、江神地区1件、東旭川地区1件、合計で2件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） ただいま説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委 員 (意見なし。)
- 議 長（山田 孝） 発言がありませんということですので、報告第2号を終わります。
-
- 議 長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会を閉会いたします。